

○プロポーザル方式等による提案者等の選定情報に関する情報公開基準

令和6年2月29日

プロポーザル方式等による提案者等の選定情報に関する情報公開基準

(目的)

第1条 この基準は、プロポーザル方式等による提案者等の選定に係る情報公開の基準を定めることとて、大田原市情報公開条例（平成13年条例第2号。以下「条例」という。）の規定による情報の公開義務を果たし、かつ、提案者等の競争上又は事業運営上の地位等が損なわれることを防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(対象となる情報)

第3条 この基準の対象となる情報は、次に掲げる事務事業に係る情報とする。

- (1) 大田原市プロポーザル実施要綱（平成23年告示第80号）に規定するプロポーザル方式による提案者の特定
- (2) 大田原市有財産活用民間提案制度実施要綱（令和2年告示第57号）に規定する民間提案制度による提案者の特定
- (3) 大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成20年条例第24号）の規定による指定管理者の候補者の選定

(対象となる情報の公開)

第4条 前条に規定する情報の公開については、条例に基づく情報の公開を原則とし、対象となる情報及び公開の基準（以下「公開基準」という。）は、別表のとおりとする。

2 前項の公開基準にかかわらず、実施機関が特に必要と認めるときは、公開基準によらず情報の公開、部分公開又は非公開の措置を行うことができるものとする。

(応募団体等への周知)

第5条 実施機関は、第3条各号に掲げる事務事業を実施するときは、事前に公開基準を当該事務事業に応募又は申請する団体等に周知し、当該団体等の了承を得るものとする。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から実施する。

別表（第4条関係）

対象となる情報及び公開の基準

1 プロポーザル方式又は民間提案制度による提案者の特定

（全部公開：○ 部分公開：△ 非公開：× 不存在：－）

対象となる情報		提案者の特定前	提案者の特定後		備考
			特定団体等	落選団体等	
募集要項、仕様書等		○	○		公募により公表している期間は情報公開請求の対象外
応募書類	参加又は提案意向の申出	×	○	○	
	団体等の資格に関する情報（団体等の概要、定款、財務に関する書類等）	×	△	△	
	提案書及びそれに付随する情報	×	△	×	
	その他応募に係る情報	×	△	×	
参加資格の確認結果通知書		×	○	△	資格を有すると認められない理由は非公開
事業審査の評価項目及び配点		○	○		
審査会	委員の名簿	－	○		
	審査会の内容（議事録等）	－	△		
	採点表及び審査結果	－	△		委員及び被審査者が特定できない形で公開。審査会において

				事業提案を行った団体等に対しては、自己の結果を提供することができる。	
	その他提案者の特定に関する情報	－	△		
審査結果に関する情報		－	○	△	特定しない理由については非公開
契約に関する情報		－	△	－	
特定の取消し又は参加の取消しに関する情報		△	△	△	特定の取消し又は参加の取消しの理由については非公開

2 指定管理者の候補者の選定

(全部公開：○ 部分公開：△ 非公開：× 不存在：－)

対象となる情報	候補者の選定前	候補者の選定後		備考
		選定団体等	落選団体等	
募集要項、仕様書等	○	○		公募により公表している期間は情報公開請求の対象外
応募書類				
指定申請書	×	○	○	
団体等の資格に関する情報（団体等の概要、定款、財務に関する書類等）	×	△	△	
事業計画書及び収支予算書	×	△	×	
その他申請に係る情報	×	△	×	
事業審査の評価項目及び配点	○	○		

選定委員会	委員の名簿	—	○		
	選定委員会の内容（議事録等）	—	△		
	採点表及び審査結果	—	△		委員及び被審査者が特定できない形で公開。委員会において事業提案を行った団体等に対しては、自己の結果を提供することができる。
	その他候補者の選定に関する情報	—	△		
選定結果に関する情報	—	○	△	選定しない理由については非公開	
基本協定書	—	○	—		